生徒指導規程

校番（１９）呉市立下蒲刈中学校

◎基本的な考え方
　この規程は，本校の教育目標を達成するためのものである。このため，生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

１　学校生活
(1) 登校は，８時１５分までに教室に入ること。（８時１５分から朝読書をします。）
　（登校していない場合は，すぐに家庭連携する。）
(2) 登校後は，許可なく外出してはいけない。
(3) 欠席・遅刻・早退する場合は，必ず，保護者が担任または学校に８時１５分までに連絡する。
　遅刻して登校した場合は，職員室にいる先生に報告して教室にいく。
(4) 下校時間は，４月新学期～呉市新人大会終了（夏時間）の期間は１８時１０分とする。ただし，部活動が休みのときは，１７時１０分とする。呉市新人大会終了後～３月春休み期間中（冬時間）の期間は１７時１０分とする。
　下校時間を延長しなければいけない場合は，許可を得ること。
(5) 休日に校舎・校具を使用する場合は，学校長の許可を得ること。

２　服装・容姿
(1) 髪型
①中学生らしい髪型にする。
②パーマネント，脱色，染色などの髪型は許可しない。
③整髪料は使用しない。
④前髪は眉毛がかくれないように整える。
【女子】
⑤後髪が肩にかかるときは，後髪を耳より下で１ヶ所または２カ所で結ぶ。
⑥ゴムは黒色を基調としたものとし，ピンでとめる場合は黒のヘアピンとする。
【男子】
⑦すそは短くし髪が耳にかからないようにする。
⑧極端に長さの違う刈り方をしない。
(2) 制服
①制服は，本校指定のものとし，変形した制服は禁止する。
【女子】
②冬服は，上着は紺のブレザー，チェックのスカート，白のカッターシャツにリボンとする。
③夏服は，白の半袖カッターシャツ，チェックのスカートとする。
【男子】
④冬服は，上着は紺のブレザー，チェックのズボン，黒のベルト，白のカッターシャツにネクタイとする。
⑤夏服は，白の半袖カッターシャツ，黒のベルト，チェックのズボンとする。
(3) 名札
①名札は，本校所定のものを，ブレザーまたは，カッターシャツの左胸の位置に正しくつける。
②忘れた場合は，職員室で購入〔５０円〕してつける。
(4) 通学靴・スリッパ・靴下・体操服
①通学靴は，白一色のひも付き運動靴とする。ハイカットやマジックテープ付きの靴は許可しない。
②上履きは，学校指定のスリッパとする。
③靴下は，白無地とする。ワンポイントは許可するが，くるぶしソックスは許可しない。
④体操服は，本校指定のものとする。ただし，以前のものでもかまわない。
(5) 防寒着
①防寒用のウインドブレーカーは，本校指定のものを着用する。（希望者が購入。）
②防寒用のセーターは，Ｖネックの無地とし，色は黒・紺とする。セーターの裾が制服から出ないように着用する。袖はカッターシャツが見えるように着用する。セーターのみの着用はしない。
③手袋，マフラー，ネックウォーマーは，登下校時に着用してもよい。玄関で脱着し，校舎内では着用しない。学校行事や部活動・対外試合の場合は，学校長が許可した時に着用できる。
④女子は，冬服の期間中に限り，ベージュで柄のない無地のストッキングを着用してもよい。
(6) 衣替え
①衣替えは，６月１日，１０月１日とする。気候によって変更する場合がある。
②衣替えの前後に移行期間を設ける。
③衣替え移行期間中にブレザーを着る場合は，ネクタイ・リボンをきちんと着用する。
④暑くなり途中でブレザーを脱ぐ場合は，長袖カッターシャツの左胸に名札をつけ，袖のボタンは閉めるか，肘が見えるように袖口を３回折ること。
⑤少し気温が高いと感じたときは，セーターを脱ぎブレザーを着用する。
(7) その他
①男子はベルト，女子はスカートのウエストベルトが見えるように，カッターシャツの裾はしっかりとズボン又は，スカートの中に入れる。
②スカート丈は膝が隠れる程度とする。
③下着は白色を着用する。カッターシャツの下に色つきシャツや文字，絵が入ったシャツを着用してはいけない。
④服装を正しく着用して，登下校する。特に，ネクタイ・リボンをきちんと着用する。

３　所持品
(1) 通学用バッグ・補助バッグ
①通学用バッグ・補助バッグは，本校指定のものを使用する。
②バッグには飾り物などを一切つけない。持ち物は，通学用バッグにまとめ，入りきらない場合は補助バッグを使用する。追加の荷物については，教科担任や部活顧問の指示によるものとする。
(2) 水分補給のため，水筒に水・お茶類・スポーツ飲料水を入れて持ってくる。ペットボトルでは持ってこない。
(3) 貴重品や不必要なものは持ってこない。（時計，携帯電話，現金，菓子等。）持ってきた場合は担任が預かり，保護者と連携して来校または家庭訪問により，担任から保護者に返す。
(4) 危険なものは持ってこない。

４　生活態度
(1) ハンドクリーム，リップクリーム，制汗剤，日焼け止めは無色･無臭のものに限って認める。
(2) 金銭の貸し借り，物品の売買をしない。
(3) 下校時は寄り道をせず帰宅し，買い食いはしない。
(4) 学校外では，中学生らしい服装をし，華美にならないようにする。
(5) 映画館，遊技場，カラオケボックス等の娯楽施設を利用する時は，保護者同伴とする。
(6) キャンプ・旅行等は，保護者同伴とする。
(7) 外泊は原則禁止とする。
(8) 夜間外出は禁止する。

５　届け出
次の場合は必ず担任または学校に届け出る。
(1) 欠席・遅刻・早退などの場合。遅刻して登校した場合は，職員室に登校の報告をする。
(2) 公共物を破損，紛失した場合。
(3) 校外に出る必要のある場合。
(4) 事情により服装を考慮しなければならない場合。
(5) 住所，その他に変動があった場合

６　その他
(1) アルバイトは禁止する。ただし，特に理由がある場合は，保護者の意見を添えて学校長に届け出る。
(2) 旅行などで学割等証明書が必要な場合は，担任または学校に届け出る。
(3) 登下校は，徒歩または，バス通学とする。自転車通学は許可しない。

７　特別な指導
次の問題行動や違反行為をした生徒で，教育上必要と認められる場合は，特別な指導を行う。
(1) 法令・法規に違反する行為
①いじめ
②飲酒・喫煙
③暴力・威圧・強要行為
④建造物・器物破損
⑤窃盗・万引
⑥交通違反
⑦危険物(刃物等)所持
⑧薬物等乱用
(2) 本校の規則等に違反する行為
①カンニング
②家出，深夜徘徊
③登校後の無断外出・無断早退
④指導に従わない等の指導無視及び暴言
⑤学校が教育上指導を必要と判断した行為
(3) 指導内容
①指導は，保護者連携を行い，学校長承認のもと，生徒指導部が中心となり実施する。
②指導内容は，違反行為の程度により奉仕活動・授業監察指導・別室指導（会議室）の３段階とする。
(ⅰ)奉仕活動：放課後，学校内の環境整備をさせる。学年担任がついて指導する。
(ⅱ)授業監察：授業者と他の授業観察者で授業態度の監察を行う。放課後，反省文の回収と面接を行い，部活動は通常通り参加させる。改善が見られないと判断した場合，別室指導とする。
(ⅲ)別室指導：１校時開始後に登校させ別室で各教科の授業プリント学習と反省文を書く。学年担任が授業時間の始め・中・終わり頃監察・指導する。６校時終了までに担任または副担任が面接し下校させる。
③必要に応じて警察等の関係機関と連携する。
④反省期間は一週間程度とする。ただし，反省内容により期間の変更はありうる。